明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令（経済産業四一）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

## 省令

○経済産業省令第四十一号

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月七日

経済産業大臣　海江田万里

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号の石油製品を定める省令の一部改正）

**第一条**　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号の石油製品を定める省令（昭和五十五年通商産業省令第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号の原油等から製造される燃料を定める省令

本文中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「石油製品」を「もの」に改め、「、ナフサ」及び「、ジェット燃料油」を削り、「若しくはこれらに準ずる炭化水素油又は石油ガス（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とするガス（液化したものを含む。）をいう。）であつて、次に掲げるものから製造されるもの以外のもの」を「、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス及び水素（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。）」に改め、本文第一号及び第二号を削る。

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

**第二条**　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に改め、「、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第八条第一項に規定する下請振興関連保証」を削り、「農商工等連携事業関連保証」の下に「、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証」を加える。

第七条第二号ロを削り、同号ハ中「過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。

第八条中「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に、「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に改め、「、下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証」を削り、「農商工等連携事業関連保証」の下に「、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証」を加える。

第九条中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に改め、「、下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証」を削り、「農商工等連携事業関連保証」の下に「、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証」を加える。

第十条中「、下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証」を削り、「経営承継関連保証」の下に「、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証」を加える。